（一社）岐阜県産業環境保全協会

令和７年度事業計画書

令和７年度において取り組むべき主たる事業を次のとおり定め、社会情勢の変化に対応しつつ、次の事業を推進していきます。

実施事業

１　啓発普及事業

(1)　情報化社会に対応するため、ホームページ等による情報の提供、収集の迅速化を図るなど、情報化事業に積極的に取り組みます。

(2)　産業廃棄物処理に関する正しい認識と理解を深めてもらうために、各種媒体をとおして啓発を行います。

(3)　産業廃棄物の適正処理、再生利用等に関する会員の相談に幅広く応じ、必要な情報等を提供します。また、排出事業者や一般県民からの相談に応じ積極的に会員業務の紹介を行います。

(4)　協会報「ぎふ環境保全」を発行し、会員及び関係者に情報提供を行います。

(5)　「協会要覧」（会員名簿）を発行し、会員の事業の周知を行います。

(6)　「オリジナル協会カレンダー」を作成、配布することによって当協会の紹介を行います。

２　産業廃棄物管理票（マニフェスト）の普及事業

(1)　産業廃棄物の適正処理を推進するのに不可欠な産業廃棄物管理票（マニフェスト）の普及を図るため、公益社団法人全国産業資源循環連合会等が発行する産業廃棄物管理票（マニフェスト）を利用者に頒布します。

(2)　国、岐阜県、岐阜市及び公益財団法人日本産業廃棄物処理振興センター等と連携しつつ、電子マニフェストの普及促進に努めます。

３　特定寄付

(1)　当協会の事業に関連する施策を推し進めてもらうため、状況に応じて岐阜県に寄付を行います。

共益事業

１　組織強化事業

(1)　健全な産業廃棄物処理業界の発展を目指し、引き続き新規会員の加入促進及び加入会員の維持に努めます。

(2)　優良会員等の表彰を行い、その功績を顕彰するほか、国、岐阜県及び公益社団法人全国産業資源循環連合会等の表彰に際し、優良会員等を推薦します。

(3)　会員の許可期限及び更新手続きの案内を通知し、事務手続きを支援します。

(4)　協会活動の健全な発展を図るため、協会の次世代を担う若者で構成する青年部会活動及び協会の活性化と充実に寄与する女性部会を支援します。

２　調査及び研修事業

(1)　産業廃棄物処理に関する研修会等を開催し、会員の知識、技術の向上を図ります。

(2)　産業廃棄物処理業の経営の改善、労働安全衛生の促進、不適正処理の防止、事業優良化の促進を図るため、研修会等を開催します。

　また、国及び岐阜県などの行う優良産廃処理業者認定制度等の情報を積極的に提供し、合わせて優良認定の取得、優良認定業者紹介のために協会のホームページを活用して「事業情報の公表」を行います。

(3)　公益社団法人全国産業資源循環連合会をはじめとする関係団体が実施する産業廃棄物の適正処理、再生利用、環境保全等に関する調査研究等へ積極的に参加するように努めます。

(4)　産業廃棄物に関する情報や関係法令の改正等に係る資料を、「保全協Ｎｅｗｓ」、協会ホームページ等を通じて、随時会員に提供します。

(5)　会員に産業廃棄物処理等に関する図書の紹介、各種資料の提供を積極的に行います。

(6)　産業廃棄物処理関係の会議等へ積極的に参加し、会員の要請に応じて産業廃棄物の適正処理や再生利用に関する技術情報の提供等に努めます。

３　協力交流事業

(1)　公益社団法人全国産業資源循環連合会・中部地域協議会、公益財団法人日本産業廃棄物処理振興センター、一般財団法人日本環境衛生センター等との交流を図り、情報の共有や相互支援の確立に努めます。

(2)　産業廃棄物関係団体が行う産業廃棄物、特別管理産業廃棄物処理業に関する各種講習会、研修会の実施に協力します。

(3)　産業廃棄物行政に係る改善の要望、産業廃棄物の適正処理や資源循環に関する官民の協力関係の強化に努め、岐阜県と岐阜市と協会と連携を図り課題解決に努めます。

(4)　市町村の災害廃棄物処理等復旧活動に協力します。

(5)　「公共工事の請負に関する経営事項審査に伴う防災協定に関する証明書」を発行します。

(6)　災害時の廃棄物対策について情報共有を行うとともに、災害時の廃棄物対策に関する広域連携（県域を越えた連携）について検討する大規模災害時廃棄物対策中部ブロック協議会へ参加します。

４　基金適正運営事業

(1)　産業廃棄物対策基金の適正な運営管理を行います。